

特記仕様書

1. 委託業務名 令和6年度公整備第1号 為松公園支障木伐採業務
2. 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月15日
3. 施業区域 別紙位置図・写真のとおり
4. 業務概要 為松公園内にある樹木が成長し、隣接道路へ影響を与える可能性があることから、支障木の伐採を行い通行者の安全確保に努めるもの。
・施業延長 L=20m、樹木高 H=20m程度 4本（樹木の種類：雑木）
5. 一般事項
 - ①本業務は、本仕様書に基づき施業すること。
 - ②明示のない事項及び不明な点については、担当職員と協議し指示を受けてから実施すること。
 - ③作業に伴って道路の通行制限等を行う場合は、警察及び消防に対しては四万十市が、その他機関への諸手続きは受託者が行う。
 - ④施業にあたっては、道路利用者への危険が無いよう十分に注意するとともに、安全管理の徹底を図ること。
 - ⑤事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、作業員の危険防止について注意を払うこと。
 - ⑥事業地内の火災防止に万全を期するとともに空き缶、ゴミ等を投棄しないこと。
 - ⑦具体的な作業内容については、下記仕様により実施すること。
 - ⑧仕様内容を作業員に周知徹底すること。
 - ⑨作業終了後には、処理状況が確認できる資料を提出のこと。
 - ⑩施業範囲外の立木は絶対に伐採しないこと。誤伐採による損失補償は受託者が立木所有者に対して行うこと。
6. 伐採
 - ①施業範囲については別紙位置図による。
 - ②伐倒する立木はできるだけ地際から伐倒することとする。
 - ③伐倒した木は原則搬出し売却する。搬出対象は、幹、枝葉とし、根株は存置とする。また、伐採木の売却先は、(株)グリーン・エネルギー研究所(宿毛市平田町戸内字扇3661番55)とする。
 - ④その他必要事項についてはその都度担当職員と協議し指示に従うこと。
7. 業務価格について
 - ①当初契約額は、売却額及び処分費用は含まず、(株)グリーン・エネルギー研究所までの搬出費用を含むものとする。
※売却額：本業務にて搬出した木材を(株)グリーン・エネルギー研究所に持ち込むことで得られる売却費用をいう。

※処分費用：本業務にて搬出した木材で、(株) グリーン・エネルギー研究所で売却できないものがあつた場合に、他の産業廃棄物処分場にて処分したときの処分費用をいう。

②施業範囲内における全ての木材の伐採、搬出の終了後、売却額及び処分費用の実績を反映した変更契約を行うものとする。

売却額→業務価格より控除する。

処分費用→業務価格へ追加する。

このため、(株) グリーン・エネルギー研究所からの売却額は受託者が受け取り、また、処分費用が生じた場合は、受託者が処分場業者に支払うものとする。(本業務において、四万十市は(株) グリーン・エネルギー研究所から売却額を直接受け取ることも、四万十市が処分費用を直接処分場業者へ支払うことのいずれもしない。)